

市第 58 号議案 市の事務所の位置に関する条例の一部改正

1 趣旨

現市庁舎の抱える施設・設備の老朽化や執務室の分散化、危機管理機能の強化の必要性などの喫緊の課題を解決する目的で、新市庁舎の移転整備を行うため、市の事務所の位置に関する条例（昭和 34 年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を改正します。

2 改正の主な概要

市役所の位置を「横浜市中区港町 1 丁目 1 番地」から「横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10」に変更します。

3 施行日

新市庁舎しゅん工後、規則で定める日から施行します。

【参 考】地方自治法（抜粋）

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（第 2 項省略）

○ 3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。